

『景観形成重点エリア』の良好な景観形成 に要する費用に対し補助金を交付します

(まちなみ景観形成推進事業)

佐野市景観計画で指定した『景観形成重点エリア』の良好な景観形成に寄与する、市民及び事業者が実施する取組を推進し、魅力的なまちなみ景観を形成することを目的として実施するものです。

補助要件

対象者

重点エリア内で住宅、事業所、事務所、店舗として利用する、建築物やその敷地を所有、もしくは賃借している方

対象となる取組

【事業所、事務所、店舗】

- ① 賑わいや夜間景観を演出する、道路に面する部分への、
 ショーウィンドー } の設置 + それらを照らす
 広告シャッター }
 透過性シャッター } LED照明の設置 (常設)

※駅前通り沿線ゾーン、桐生岩舟線沿線ゾーンが対象

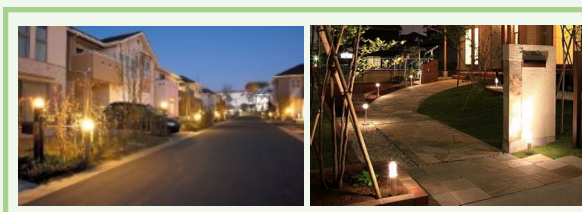
- ② 賑わいやおもてなしを演出する、
 ・ベンチやテーブルの設置
 ・オープンカフェのような設え



いずれかに該当し、敷地内で行うもの

【住宅】

- ① 住環境や安全な通行に配慮し、夜間景観を演出する、道路に面する部分への、
LED照明の設置 (常設)



要件

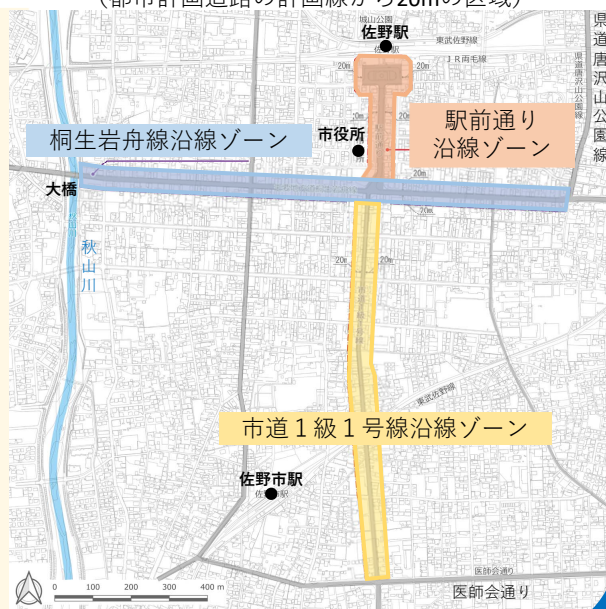
すべてに該当していること

- ① 敷地の全部又は一部が、重点エリアの区域内にあること
- ② 建築基準法、都市計画法等の関係法令に適合していること
- ③ 佐野市景観計画の基本方針及び景観形成基準に適合していること
- ④ 現に入居、使用している、若しくはその見込みがあること
- ⑤ 取組が2年以上継続される見込みがあること

※詳細は裏面の問い合わせ先までお問い合わせください

景観形成重点エリア

(都市計画道路の計画線から20mの区域)



補助金額

- ◆補助対象事業に要する費用の総額が4万円以上であるものについて、
2分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て）
- ※既存設備の撤去費用を含むことも可
- ※ただし、30万円を限度とします

申請から補助金を受けるまでの流れ

交付申請

交付申請書および添付書類（次の①～⑨）

- ① 補助対象経費の見積書
- ② 所有者又は事業所等の賃借人であることを証する書類
- ③ 承諾書（事業所等を賃借する場合）
- ④ 誓約書兼同意書
- ⑤ 補助対象事業に係る工事設計書
- ⑥ 事業所等の位置図及び平面図
- ⑦ 補助対象事業実施前の状況を示す写真
- ⑧ 補助対象事業実施後のイメージ図
- ⑨ その他、必要と認めるもの



申請書のダウンロードはこちら

交付決定

交付決定通知書により申請者に通知します。

事業実施

実績報告

実績報告書および添付書類（次の①～⑤）

- ① 収支決算書
- ② 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し
- ③ 補助対象経費を支払ったことが分かる書類の写し
- ④ 補助対象実施後の写真
※LED照明を設置した場合は、照明が点灯している写真
- ⑤ その他、必要と認めるもの

金額確定

補助金額確定通知書により申請者に通知します。

交付請求

交付請求書および添付書類（次の①、②）

- ① 交付決定通知書
- ② 交付変更決定通知書（補助金の額に変更があった場合）

補助金交付

指定された金融機関の口座に補助金を振り込みます。

申請受付・問い合わせ先

佐野市 都市建設部 都市計画課 計画係（本庁舎5階 西側）

電話 0283-20-3100 メール tk-keikaku@city.sano.lg.jp

受付開始 令和5年10月2日（月）から

※予算額に達し次第、受付を終了します